

質問に対する回答書

件名) 首都圏中央連絡自動車道 幸手IC～境古河IC間舗装工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	セメント安定処理路盤に使用するセメント改良材について	特記仕様書 24-7-1(4)施工 において混合に際しては飛散等に十分な対策を実施するとあるが、施工状況により、材料として粉塵対策対応のものを使用が必要となった場合は、設計変更の対象となると考えてよいかご教示ください。また、この材料について単価公表の予定があるかご教示ください。	特記仕様書24-7-1(2)材料 に記載のセメントの使用を想定しておりますが、施工状況により、材料として粉塵対策対応のものが必要と監督員が認めた場合は、別途協議とお考えください。 また、主要な材料について、設計単価を公表予定です。